教育福祉委員会委員長報告書

令和４年１２月１４日

教育福祉委員会に付託されました議案９件、陳情3件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第２７号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきことから、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

保育士配置基準については「児童福祉施設最低基準」で定められ、基準ではそれぞれ保育士１人に対し、０歳児が３人、１・２歳児が６人、３歳児が２０人、４・５歳児が３０人となっています。

保育士の配置基準の引き上げについては、例えば陳情書にもありますとおり、４・５歳児は、1 人の保育士が見ることができる子どもが３０人以下ですが、これを２７人なり２５人なりにしていくということですので、当然、安全性の向上が見込めますし、保育士が個々の子どもに向き合う時間が増える可能性が高く、子どもの成長の支援、保育の質の向上、また、保育士の負担軽減にもつながるものと考えます。

一方で、配置基準の変更による影響として考えられるものとしては、以下の３点が考えられます。

１　定員設定の課題について、例えば、５歳児の基準を３０人から２５人とした場合、単純に２５人を超えると保育士がさらに必要となることから、法人は２５人を一つの基準として考えるため施設の定員枠が小さくなり、入園を希望する児童が不利益を被る可能性や、新たな施設が必要となる可能性があります。

２　保育士の確保と処遇改善の課題について、配置基準を引き上げた上で、今の入園児童数を維持しようとすれば、当然これに伴い新たな保

育士が必要となります。東葛地域は保育の需要が高く、保育士の確保に各施設も苦慮していると伺っておりますので、保育士の確保・定着のため、さらなる負担軽減や処遇改善が必要となってきます。

３　法人運営の課題について、同じ児童数を見るのに多くの保育士が必要となることから、当然人件費が増えますが、国・県・市から支払われる運営費は入所児童数から算定するので、入所児童の一人当たり単価を十分に上げなければ、運営に影響が出るほか、保育士の処遇にも影響するものと考えられます。

以上のように、それぞれの課題は相互に密接な関係があり、「保育士の配置基準の引き上げによる保育士増員」は様々な面でメリットが大きいですが、これを行うためには陳情書でも指摘している通り、保育士の処遇改善と公定価格の改定による運営費の引き上げを国の責任で一体的に進める必要があると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

本陳情の趣旨は、妥当性がある。税金を納めている立場の人が、子育てに対して頑張っていることを考慮すると当然のことであると考える。

また、この問題は大変重要であり、必要不可欠なものである。特に、政府の責任は重いと考える。私たちを含めて子育てに対しては、福祉分野でも義務があると考える。各自治体の色々な状況に応じて問題、課題は異なるものと考える。当局の説明を聞いて、色々な点からして妥当性があり、正確な分析がされていると考える。

２　採択の立場で討論する。

子どもの成長発達の土台を形成する大切な時期の保育の質を確保するには、現在の保育現場の環境は、あまりにも過酷であるという問題意識を持っている。保育士の方々の処遇改善は、地域によっての違いがあってはならないものであり、国の政策としてしっかり責任を担っていくべきことを申し添える。

３　採択の立場で討論する。

現場で働いている保育士の願いや処遇改善である負担の軽減是正、また、流山市当局の答弁でも、流山市内の民間保育園協議会から、今年度、同趣旨の要望があることからも、本陳情については、現場の要望である

ことは間違いないと考える。
　また、流山市の受け止めとしても、本陳情の内容は、保育の質が向上されるということを明言しており、流山市にとってもメリットが大きいものと考えている。
　そもそも、４、５歳児における保育士配置基準は、７０年以上も見直しされていないことの原因は、保育士が不足している中で、やむなくこのような配置基準になったということが推測され、今では保育士が数多く配置されているので、現基準については、国の責任において大幅に改善して頂き、子どもの保育の質の向上、子どもの願い、保育士や保護者の願いに沿った取り組みが広がることを願う。
　がありました。
　採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。
　次に、陳情第２９号「流山市福祉タクシーの送迎呼び出しにかかる負担をなくすことを求める陳情書」について報告します。
　本件は、流山市の福祉タクシーの送迎代金が、現況の物価高に加えて利用者の経済状況をひっ迫していることから、流山市福祉タクシーを呼ぶときの代金３００円を利用者が負担しなくてすむ様に改善を求めるものです。
　初めに、当局より、
　本市福祉タクシー助成制度の概要については、一定の級別以上の障害者手帳を保持する障害者の方に対して、予め一定の枚数のタクシー券を交付し、対象となる方が乗車時に当該タクシー券を乗務員の方にお渡しいただくことにより、一回の乗車につき７２０円を上限として、運賃から差し引かれる仕組みとなっております。
　本仕組みの助成額に係る部分につきましては、令和元年１２月に関東運輸局から新たな初乗り運賃や加算運賃等が公示されたため、当該公示により本市助成の対象となる距離が従前の２キロメートル相当よりも狭められることの無いよう、令和２年１月に本市該当規則の改正を行い、同年２月から今に至っております。
　一方、この改正のタイミングにおいて、これまで、運賃すなわちメーター料金の中に含まれていた迎車料金については、メーター料金とは別の料金体系として、新たに発生することとなりました。
　本市では､あくまで運賃に対して助成を行うこととしていたことから、

運賃とは別の料金体系と位置付けられた迎車料金については、このタイミングにおいて助成の対象外といたしました。

なお、仮に迎車料金に対しても助成を行うこととした場合、本助成事業の実施にご協力が不可欠となるタクシー事業者の方々に対して、迎車を利用しない場合の料金精算では、「単純にメーター料金の９割」と迎車を利用した場合の料金精算では「迎車料金とメーター料金の９割」の２パターンについて、乗車時に使い分けていただく必要があるとともに、タクシー業界が独自に行っている障害者割引についても、迎車料金への割引は行われないことから、更に別に計算していただく必要が生じます。

以上、本市といたしましては、こうした事業者からの意見に鑑みつつこれまでの運賃に対する助成という考え方を軸とさせていただき、制度を運用しております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

令和２年２月１日からタクシー料金の改定に伴い、流山市福祉タクシー利用券の取り扱いが変更となり、迎車料金３００円の新たな発生、新料金での運賃助成の上限が７２０円までになったことは認識している。

その中で、令和２年第２回定例会において、「令和２年度流山市一般会計補正予算（第５号）」議案が可決されたことにより、流山市の透析患者のタクシー利用券発行枚数は、１２か月で９６枚から最大３１２枚の発行枚数となった。

近隣自治体の我孫子市は９６枚、松戸市は１０５枚、柏市は２４０枚となっており、現在の流山市福祉タクシー券の発行については、サービスの水準を十分保っていると判断する。

２　１点要望し、採択の立場で討論する。

提出されている方が、当事者もしくは家族であることを想定すると、福祉タクシー券を利用する上で、色々な支障を抱えていることから要望していると捉えれば、本陳情には賛成をする。

福祉タクシーの目的に、「重度障害者の社会活動の範囲の拡大に資するため」と記載されており、福祉タクシーを利用することで、社会活動の範囲の拡大に資するものであれば、様々な努力が必要であると考える。

福祉タクシーを制度化している行政の努力や事業者側も柏市や我孫子市でも対応して頂いているので、協力を頂いて、より利便性の高いものにして頂きたいと要望するものである。

併せて､福祉タクシーを利用されている方々のアンケートに基づけば、補助対象の距離を延ばすことなど、様々な制度の拡充が今後も必要になってくるので、ぜひ、陳情も含めて利用者の要望に即して、願いが一歩でも前進できればと願う。

がありました。

採決の結果、１対５をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第３１号「若年がん患者の在宅療養生活支援に関する陳情書」について報告します。

本件は、ＡＹＡ世代のがん患者の在宅療養費用の助成制度を検討することを求めるものです。

初めに、当局より、

若年世代の方が、がんを罹患し苦しい闘病生活を送った末に、残念ながらがん終末期と診断され、残された時間を御家族と共に住み慣れた自宅で穏やかに過ごしたいと望むお気持ちは十分理解しています。

電動ベッドや車いすのリースは全額自費となり、また、迎え入れる御家族だけでは十分な介護力が確保できず、患者のクオリティオブライフを確保するため、民間の訪問介護サービスや訪問入浴サービス等を利用した際に、介護保険制度等の社会保障制度を受けることができず、自費で利用しなければならない場合があり、経済的な負担となっていることも認識しています。

本来は、国や県の成すべき施策と考えてはいるものの、現在、国や県による助成等の支援がない中、千葉県内では一部の市で独自に助成を行っていることも把握しているところです。

各種がん検診の受診を推奨する立場として、罹患後の闘病生活を支える一助となる本陳情にある支援については、先進市の制度を研究し、介護保険制度利用者との公平性等も考慮し、本市での制度の構築について検討する必要があると考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

若年がん患者に対しては、市においても研究をし、課題整理を行うことは大変重要なことと考える。また、この世代が税金を納め、困ったときに何の補助も受けられず、すべての費用を自費で負担することはおかしいと考える。特に、将来に向かっての希望、色々な困難を抱えている在宅療養生活の支援については、経済的な部分を助けるということはごく当然である。

２　採択の立場で討論する。

必要性を感じ､前向きに研究されていることは確認できた｡その中で、小児期と成人期の狭間にあるＡＹＡ世代のがん患者の診療には、医学的な問題だけではなく、患者自身の身体的・精神的問題など、様々な問題が指摘されてきた｡がん患者の包括的がん診療提供体制の構築に向けて、安心して在宅治療ができる環境整備は大切であると考える。

３　採択の立場で討論する。

１５歳から３９歳の思春期・若年成人を指すＡＹＡ世代は、疾病以外にも、将来の進学や就労、恋愛、結婚、出産、育児、親の介護に加えて、就労上の安定的な処遇や収入、また、奨学金の返済などなど、独特のライフイベントがある中で多くの悩みに直面し、命にかかわる「がん」であればなおさら、相談できず、悲観してしまうケースも多いと捉えている。

したがって、陳情で求められている在宅療養生活支援に関する課題の早期実現と共に、あらゆる生活面での課題に対し、少しでも解決する術を国や地方自治体が知恵を絞り、前進させる必要性が高まっていると捉えている。

その一環として、流山市が先進的な役割を発揮し、がん患者の在宅療養生活を希望があるものに切り替えていく必要があると考える。

なお、本陳情を提出されている皆さんには、苦しい実態に対応して頂いていることや、その実態の解決に向けてご尽力頂いていることに感謝を申し上げたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第９０号「指定管理者の指定について（流山市立森の図書館)」について報告します。

本案は、流山市立森の図書館について、令和５年４月１日から令和

１０年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、反対の立場で討論する。

反対の理由は、役員報酬を含めて、株主配当が優先される企業による指定管理によるものであるからである。

一方で、３年目となるコロナ禍や社会経済情勢も大きく変化しているもとで、さらには幅広い年代や多岐にわたる様々な要望の中で、現在指定管理を担って頂いている同事業者については、市民からも好評を得ていることには感謝を申し上げたい。また、ご奮闘についてもお礼を申し上げたい。

同時に、人件費が上がらない国と言われている日本の状況の改善が求められているもとで、少なくとも司書資格を取れば普通に生活していけるような処遇改善が十分図ることができるように、担当課と指定管理を受けて頂いている事業者については、ぜひ積極的な協議を頂き、そこで働く職員の処遇改善に努めていただくことを要望する。

２　賛成の立場で討論する。

審査の過程において、提案内容、企画・運用実績等、問題がないものと判断する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８５号「流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市立南流山地域図書館の開設に伴い、流山市南流山センター内の流山市立中央図書館南流山分館を廃止することから、その空きスペースに会議室を３室増設し、その利用料金を定めるものです。

審査の過程における討論として、

１　４点要望し、賛成の立場で討論する。

人口増に伴って、会議室が不足していることから賛成するが、以下４点要望する。

１　団体の半数以上が高齢者等の場合、利用料の減免が実施されているが、毎年のように、書類による更新が必要となり、会員の名前、住所、生年月日等を記した書類提出が求められている。思想信条や

結社の自由に対する侵害行為になりかねないことから、会員名簿の提出はやめること。

２　利用時間の設定が、施設職員のお昼休憩時間も含めた利用時間の設定となっている。労働基準法上、確保されるべき休憩時間を充分保障していないとともに、コロナ禍でも会議室等での昼食をとることが想定される内容となっていることから、お昼時間については、利用時間を含めない設定に改善すること。

３　子どもも増加しており､中高生や大学生等の増加を意味している。自主学習ができるスペースの確保が強い要望となっていることから、自主学習ができるよう空き会議室等の無料開放を引き続き実施し、インターネット環境や電源確保など順次体制整備を図って頂きたい。

４　南流山センターにおけるピックアップ図書の取り組みについて、新たに新設された地域図書館との距離や駅との距離を含めて市内全体の公共サービスの充実をする上では必要なことであるが、ぜひ執行機関を含めて慎重な取り組み内容を求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に､議案第８８号｢指定管理者の指定について(流山市初石公民館)」及び議案第８９号｢指定管理者の指定について(流山市南流山センター)」の以上２件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案２件については、流山市初石公民館及び流山市南流山センターについて、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、議案第８８号及び議案第８９号の以上２件については、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８４号「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市おおたかの森ホールの附属設備に会議室等用プロジェクターを追加し、その利用料金を定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８２号「令和４年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について報告します。

本案は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための補助金を増額するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ２，９３８万円を追加し、予算総額を１４１億９，７４４万１千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８６号「指定管理者の指定について（流山市南流山福祉会館）」について報告します。

本案は、流山市南流山福祉会館について、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８７号「指定管理者の指定について（流山市向小金福祉会館）」について報告します。

本案は、流山市向小金福祉会館について、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

反対の理由は、株主配当を優先する株式会社が運営することになっているからである。

しかしながら、現在の指定管理者が、引き続き５年間指定管理を受託することで、これまでも利用者に対するサービスの提供やサービスの質の向上に尽力頂いていることには感謝申し上げたい。

また、流山市においても尽力頂き、仕様書において、児童センターの職員については、常勤化の配置をするなど評価するが、法人市民税について、確認が取れないことや、２０２０年１月３１日までの時点では、株主の資本状況について利益剰余金の合計が１４億２５００万円ほど上

がっている状況が垣間見られることから、きちんと雇用されている方々への処遇改善をするべきではないかと考える。

２　賛成の立場で討論する。

質疑、答弁を通じて、受託の指定管理者は、行政からの要請に対してもきちんと対応できているということが確認できた。また、事業についても問題なく履行できると判断した。価格についても、現状問題はないと考える。課題としては、今回の指定管理者の指定議案については、企業から提出された財務諸表を、担当の部局が分析することであると考える。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第８３号「流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

流山市はこれまで待機児童対策に尽力し、相当数の保育園の設置に尽力してきた。保育園での新型コロナウイルス感染症の流行や、育児休業制度の充実から、南部地域では定員割れする保育園もある中で、先の決算審査特別委員会において、わが会派からの、よりきめ細かな需要予測をしながら、保育園整備を慎重にしていく旨の要望に対し、対応したものと考えている。行政が保育の需要予測、すなわちデータに基づいて、先手を打つこと、大きな、そしてしっかりとした方針転換されたことを評価する。

２　賛成の立場で討論する。

保育園は、需要と供給のバランスが大切であると考える。以前は、待機児童の問題をはじめ、供給不足が生じ、まずは量を充足させることが優先課題であったと考える。現在は、情勢も変わり質や特性を重視し、利用者側も、かなり厳しい目をもって保育園を選ぶようになったと考える。

そうなると、運営する側も市場分析、人材確保、提供するサービスの差別化など、マーケティングをはじめとする経営センスが必要になってくると考える。このような中で、公的な機関が調整機能を果たすのはごく自然なことであると考える。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

賛成の理由は、公立保育所の廃止もしくは統廃合の計画を前提とした定数削減ではないことが、明確に答弁されたからである。１点強く要望する。

乳児の虐待は、あってはならない保育園で発生したことがこの間明らかになった。また、それらの虐待が保育園で隠蔽されていたのではないかという疑問や、行政に対しても報告後の対応や情報共有が遅延していたのではないかという報道が今行われている。

絶対にあってはならないことであり、ぜひ、本市担当部課はもとより、流山市内の関係機関が児童虐待などに対して、機敏な対応や法に基づく対応が迅速に行われるように、改めて周知徹底されることを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上